

2020年
12月15日号

日英 EPA の発効と今後の課題

執筆者: 石戸 信平

1. 日英 EPA は、移行期間終了直後に発効

2020年10月23日、日英両政府は、3ヶ月余りというスピード交渉の後、包括的経済連携協定(以下「日英 EPA」)に署名した。日本側では、12月4日に国会における承認が完了し、英国側でも、12月7日に英議会における承認プロセスが完了したため、日英 EPA は、英国の EU 離脱に伴う移行期間終了直後の 2021 年 1 月 1 日に発効することが確実となった。

英国の EU 離脱に伴う移行期間中は、日英間の貿易・投資には日 EU・EPA¹が適用されていたが、移行期間終了後は日 EU・EPA が適用されなくなるため、日英 EPA が締結されない場合は日英間の貿易に賦課される関税が引き上げられる等、日英間の貿易・投資に直接的な障害が生ずる可能性があった。日英 EPA の内容は、基本的に日 EU・EPA の内容を踏襲するものであるが、移行期間直後から日英 EPA が発効することで、日英間の貿易・投資関係の継続性が維持されることとなる。

さらに、日英 EPA では、日 EU・EPA に比べ、鉄道用車両・自動車部品等一部品目で英国市場への日本製品のアクセスが改善され、電子商取引、金融サービス等の一部分野では、より先進的かつハイレベルなルールが規定されている。

以下では、これら日英 EPA の付加価値となる内容について概観するとともに、英国に進出している日系企業のサプライチェーンを念頭に、移行期間後に生じる課題を検討する。

2. 日英 EPA の主な付加価値

(1) 日本製品の英国市場へのアクセス強化

日英 EPA では、日 EU・EPA で獲得した関税の即時撤廃に加え、鉄道用車両・自動車部品等一部品目に対する関税の即時撤

¹ 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定(2019年2月1日発効)

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

廃を確保しており²、日本から英国へのかかる品目の輸出促進、英国日系自動車メーカーの競争力強化に資するものとなっている。

また、工作機械、繊維、自動車部品等の一部について、日 EU・EPA から品目別原産地規則を更に緩和し、日本原産品として関税撤廃が適用される製品の範囲を拡大している。

(2) 金融サービス・電子商取引

日英 EPA では、金融サービスに関して、コンピュータ関連設備の設置要求の禁止を新たに規定し、また、電子商取引に関して、情報の越境移転の制限の禁止、コンピュータ関連設備の設置要求の禁止、暗号情報の開示要求及び特定の暗号の使用要求の禁止等を新たに規定しており、金融サービス及び電子商取引分野の投資を促進するためのルールが置かれている。

3. 英 EU・FTA と移行期間終了後に生じる国際貿易・投資に関する課題

上記のとおり、日英 EPA は、日英間の貿易・投資環境の継続性を担保し、より強化するものであると言える。しかし、英国に進出している日系企業(製造業)には、自動車産業に代表されるように、日本、EU 等から部品を調達し、英国で組み立てた上で、主に EU 市場に出荷するサプライチェーンを構築している企業が少なからずある。このようなサプライチェーンの継続性の観点³からすると、移行期間後には主に以下の問題が生じることが想定される。まず、英 EU 間の関税・数量制限の発生を阻止するためには、英 EU・FTA の交渉妥結・発効が必要だが、FTA により手当てができない問題も数多く存在する⁴。

(1) 英 EU 間の関税・数量制限の発生

英 EU 間において貿易に関して何らの貿易協定が締結されない場合には、移行期間終了後に英 EU 間の貿易に新たに関税・数量制限等が発生し、関税については WTO ルールが適用されることとなる。例えば、英国から EU への自動車の輸出については、10%の関税が賦課されることとなる。このような関税の賦課を避けるためには、英 EU 間の FTA を早期に妥結する必要がある⁵が、移行期間直後からの FTA 発効の見通しは立っていない。

また、仮に英 EU 間に原則関税を無税とする FTA が成立した場合でも、無関税を確保するためには、原産地規則に基づく証明が必要となり、実務的対応のコストが発生する。さらに、主に日本から部品を輸入し、英国で組み立てて EU に輸出するようなサプライチェーンの場合、英国から EU に輸出される完成品等について、英国原産品として無関税が適用されやすくするためには、品目別の原産地規則の緩和措置や、日本原産材料又は日本における生産をそれぞれ英 EU・FTA 上の英国の原産材料又は生産とみなすことができる規定(拡張累積)が英 EU・FTA に定められることが望ましい。日英 EPA には、英 EU・FTA が締結される場合に、英国が EU との間でこのような拡張累積の取り決めを行うことを追求することを想定した規定⁶が置かれているが、EU 側がこのような拡張累積の取り決めに応じる可能性は低いとされている⁷。

(2) 英 EU 間の貿易における通関手続の発生

英 EU・FTA が締結されるか否かにかかわらず、移行期間終了後は、英 EU 間の貿易に通関手続の負担が発生し、事業者にはそれに伴う事務負担が発生するとともに、通関の遅延等によるサプライチェーンへの影響が発生することも想定される。また、英・

² 日英 EPA により新たに関税が即時撤廃される品目に関し、日 EU・EPA では、例えば、鉄道用車両・同部分品について、13年目に関税を撤廃、ターボジェット・同部品について4年目に撤廃、電気制御盤について6年目に撤廃としている。また、自動車部品の関税の即時撤廃は、日 EU・EPA では、ギャボックス、リチウムイオン電池、ガソリンエンジン等、92%の品目に限られている。

³ なお、移行期間満了後の金融分野に関する課題及び英 EU の交渉の状況については、[西村あさひ法律事務所金融・ヨーロッパニューズレター2020年12月7日号「金融分野に関するBrexitの最新動向」](#)を参照されたい。

⁴ 英国の EU 離脱後のビジネス環境の変化の全体像については、JETRO ウェブサイトの特集「[英国の EU 離脱と離脱後の欧州ビジネス環境の変化](#)」が大変参考になる。

⁵ 離脱協定と共に英・EU 間で合意された政治宣言では、物の貿易について、EU と英国とが FTA を締結し、互に関税又は数量制限を課さないとしている([Political declaration setting out the framework for the future relationship between the European Union and the United Kingdom](#))。

⁶ 日英 EPA 第 3.5 条 11

⁷ [House of Commons, International Trade Committee, UK-Japan Comprehensive Economic Partnership Agreement, Second Report of Session 2019-21 \(18 November 2020\)](#), p. 7 を参照されたい。なお、日英 EPA には、EU 原産材料又は EU 域内における生産をそれぞれ日英 EPA 上の原産材料又は生産とみなすことができる旨の拡張累積の規定が置かれている。

EU 間の輸入には、付加価値税(VAT)の支払義務が発生することとなる。なお、英国側は、通関手続の負担を緩和するために、移行期間終了直後から、EU から英国への輸入に対して多くの品目について通関申告手続を最長 6 ヶ月猶予する等の経過措置の導入を発表している。

(3) 製品認証に関し、EU 側、英国側で別個の実務対応が必要

英 EU・FTA が締結されるか否かにかかわらず、移行期間終了後は、製品認証について英 EU で異なる規制体系が導入されることとなる。すなわち、EU では、CE マークについて、過去の英国第三者認証機関による適合性の認証は無効となり、EEA 内の第三者認証機関に認証を移転するか、新たに認証を取得する必要が生じ、英国側では、英国版 CE マークである UKCA が導入され、これらの制度に基づく認証を新たに取得する必要が生じる。ただし、英国においては、経過措置が導入され、2021 年 12 月末まで CE マークを使用することができる。

(4) 英国における企業買収規制強化の動き

日英 EPA の発効により、日本企業による対英投資は、日 EU・EPA 同様、原則として内国民待遇を享受することとなる。ただし、2020 年 11 月 11 日、英国政府は「[国家安全保障・投資法案 National Security and Investment \(NS&I\) Bill](#)」を議会に提出している。同法案は、国家安全保障上重要な分野⁸の英国企業の買収等を企図する投資家が英政府に対して買収等に関する情報を通知し、許可を受けることを義務付けるものであり、政府が安全保障上のリスクがあると判断する場合には、政府が取引を阻止・制限することができる。現時点で、この法案の対象は外資による英企業買収等に限られず、英国資本による買収等にも適用されるものである。しかし、本法案は、特定国の外資に対する警戒感を背景に提案されているものであり、運用次第では内国民待遇義務や最恵国待遇義務との抵触が問題となり得、また、外国企業の英国投資の際の実務上の負担を増加させ得るものである。今後、法律の最終的な内容、運用を注視する必要がある。

また、EU 加盟国の中には、EU 域外からの投資に限って投資の事前審査を行う国々もある⁹。このため、在英の拠点(子会社等)経由での EU 域内への投資については、これまで、かかる国々の投資事前審査の対象外であったものが、移行期間終了後は、対象となることが想定され、英国の拠点を経由した EU 加盟国への投資は、分野によっては投資事前審査に対応する必要が生じる¹⁰。

4. まとめ

これまで見てきたように、日英 EPA は、日英間の貿易・投資環境の継続性を担保し、それを強化するのに資する内容である。しかし、EU 単一市場へのゲートウェーとしての英国に進出し、日英欧にまたがるサプライチェーンを構築している日系企業(製造業)にとっては、上記で検討したような貿易・投資上の課題が移行期間終了後に顕在化することとなる。

2020 年 12 月 13 日時点で、英 EU・FTA の交渉は未だ妥結を見ておらず、英 EU・FTA が発効していない状況で移行期間が満了し、英・EU 間の貿易に 2021 年 1 月 1 日から関税が賦課されるシナリオが現実味を帯びてきている。また、英 EU・FTA が発効するか否かにかかわらず、離脱に伴う様々な実務的課題が生じる¹¹。英国に進出している日系企業は、サプライチェーンの抜本的な見直しをせまられてきており¹²、サプライチェーンの再構築の動きには引き続き注目する必要がある。

以上

⁸ 先端素材、先進ロボット工学、人工知能、民生用原子力、通信、コンピュータハードウェア、政府への重要なサプライヤー、危機管理に関する重要なサプライヤー、暗号認証、データ・インフラストラクチャー、防衛、エネルギー、生物工学、軍民併用技術、量子技術、衛星及び宇宙技術、並びに輸送の 17 分野。

⁹ EU は、2019 年 4 月に [EU 対内直接投資審査規則](#) を発効させており、同規則により、外国投資審査制度の導入・強化を加盟国に慫慂してきた。

¹⁰ 投資事前審査を無事通過した後、英国と投資先の EU 加盟国との間の投資協定は、投資財産の重要な保護手段となる。英国と EU 加盟国との間の投資協定をめぐる状況については、[西村あさひ法律事務所ヨーロッパニューズレター2020年5月22日号「V. EU 加盟国間の二国間投資保護条約\(Intra-EU BIT\)を終了するための協定の署名」](#)を参照されたい。

¹¹ 実務的な課題は、本ニューズレターで検討したもの以外にも、データ保護、各種製品に関する規制、人の移動等、多岐にわたる。

¹² 自動車産業の動きについては、<https://www.boy.co.jp/hojin/kokusai-gaitame/asia/pdf/LD190325.pdf>。



いしど しんぺい
石戸 信平

西村あさひ法律事務所 弁護士
s.ishido@jurists.co.jp

2009年弁護士登録、2012-2015年外務省国際法局経済条約課(課長補佐)、2016年ユニバーシティ・カレッジ・ロンドン(UCL)法学修士(LLM in International Law, Chevening Scholar)、2016-2017年ロンドンの国際仲裁専門法律事務所スリークラウンズ法律事務所にて勤務。これまで、アンチ・ダンピング税賦課等の貿易救済措置に関する見直し手続及びWTO紛争解決手続において企業、政府に助言を行うとともに、ICSID、UNCITRAL、ICC等の仲裁規則が適用される投資紛争解決において当事者を代理、助言している。また、国際投資、サービス貿易、政府調達、宇宙法等の分野における国際ルールの形成、国内履行、民間による活用に精通し、これらの分野について国内外の企業、政府に対して助言を提供している。

当事務所では、ヨーロッパでの実務に強みを持つ弁護士が、各国のリーディングファームとの友好的なネットワークも活用して、ヨーロッパ全域における、M&A、ファイナンス、紛争解決、労働、GDPRを含むデータプロテクション、IP、消費者保護法制、外国投資その他広範な分野の問題点につき、ワンストップのリーガルサービスを提供しています。